

第34回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月24日(金) 午前9時30分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 委員会室
3. 出席委員(8人)

1番 鈴木 寛幸	2番 木村 朝子	3番 須藤 利美
4番 高橋 幸子	5番	6番 横澤 謙次
7番 安部 数幸	8番	9番 朝倉隆一郎
10番 井上 禎夫		
4. 欠席委員 8番 伊藤 悟
5. 農業委員会事務局員 山口努事務局長 安部吉郎局長補佐 佐藤克宣主事
6. 議事日程

- | | | |
|-------|----------|--------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名委員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報告第 85号 | 非農地証明願いについて |
| 日程第 4 | 報告第 86号 | 農地転用制限の例外の届出について |
| 日程第 5 | 報告第 87号 | 農地法第18条の規定による報告について |
| 日程第 6 | 報告第 88号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第 7 | 議案第 98号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 99号 | 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について |
| 日程第 9 | 議案第 100号 | 飯豊町農用地利用集積計画の承認について |

議長 (会長 井上 禎夫 議長席に着席する。)

いよいよ新体制で、第1回目の総会ということでございます。今回、コロナウイルス終息がぜんぜん見えないような状況でございますので、後ほどの全員協議会において、農業委員会の研修等について、どのように扱うのか相談させて頂きたいと思っておりますので、よろしくご検討のほどお願い致します。また、3密で、あまり籠らないように、農繁期に入りますので、外に出て、農業をする分には、一切心配することはないですが、外に出掛けるときは、十分に気を付けて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いして挨拶とさせていただきます。

ただ今より第34回飯豊町農業委員会総会を開催します。本日の欠席は、8番伊藤悟委員でございます。定足数に達しておりますので、会期は成立いたします。それでは議事に入ります。日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第8条の規定により、1番鈴木寛幸委員、2番木村朝子委員を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思っておりますが異議ございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは日程3報告第85号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

安部補佐 それでは、非農地証明交付申請が、このたび2件ございました。

1番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	小白川字才頭先二 1091-3 はじめ2筆	
	地目地積	田2筆で 90.71 m ²	
2番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	手ノ子字稻荷林 2029-2 はじめ5筆	
	地目地積	田4筆畑1筆で 1,283 m ²	

1番の事由ですが、昭和45年頃、土地改良区の基盤整備で用水路が廃止になり、作付けができなくなり、農地性が失われたためです。もう1筆は、平成12年頃、町が道路を整備するために基盤整備したため作付けができなくなり、農地性が失われたためです。2番の事由ですが、平成10年頃、人も機械も入れない場所にあるので、耕作しないので荒れてしまったためです。

議長 報告ですので、ご了承ください。それでは日程4報告第86号「農地転用制限の例外の届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

安部補佐

農地転用制限の例外の届出について説明させていただきます。

1 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	手ノ子字堂ヶ沢一 300-14	
	地目地積	畑 1 筆で 196 m ²	

用途につきましては、農機具格納庫の新築であります。

議 長

報告ですので、ご了承ください。なお、〇〇〇につきましては、国道の拡幅の工事がございまして、それで、住居とも移転しなければならないということでありませす。それでは日程 5 報告第 8 7 号「農地法第 1 8 条の規定による報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

安部補佐

農地法 1 8 条の規定の解約の報告が 3 件ありましたので、報告致します。

1 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字叶内 3058-2	
	地目地積	田 1 筆で 19 m ²	
2 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字叶内 3058-2	
	地目地積	田 1 筆で 19 m ²	
3 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字荒館 2941 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 14,293 m ²	

以上、説明いたします。

山口課長

1 番、2 番の案件について、県営萩生川整備工事による買収に伴う 19 m²の解約になりますので、補足説明させていただきます。

議 長

報告でございますので、ご了承ください。それでは日程第 4 報告第 8 4 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

安部補佐

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について説明させていただきます。

1 番	申 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	届 出 地	添川字下川原 1801-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 1 筆畑 2 筆で 5,297 m ²	
2 番	申 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	届 出 地	手ノ子字稻荷林 2029-2 はじめ 9 筆	
	地目地積	田 4 筆畑 5 筆で 1,900 m ²	

1 番は、取得日は令和 2 年 1 月 19 日で相続でございます。2 番は、取得日は、令和 2 年 3 月 25 日で相続でございます。以上、報告いたします。

議 長 報告でございますので、ご了承ください。それでは日程第 7 議案第 9 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

安部補佐 それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明いたします。

1 番	譲 渡 人	〇〇〇	〇〇〇
	譲 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	中字山王原 2266 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 5 筆畑 1 筆で、17,797 m ²	
2 番	譲 渡 人	〇〇〇	〇〇〇
	譲 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	高峰字道下 83-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,587 m ²	
3 番	譲 渡 人	〇〇〇	〇〇〇
	譲 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	萩生字下高野二 2069-1 はじめ 7 筆	
	地目地積	田 7 筆で 16,997 m ²	
4 番	譲 渡 人	〇〇〇	〇〇〇
	譲 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	萩生字寺分 4661	
	地目地積	田 1 筆で 2,667 m ²	
5 番	譲 渡 人	〇〇〇	〇〇〇
	譲 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	中字台ノ下 2089-1 はじめ 5 筆	

	地目地積	田 5 筆で 13,124 m ²	
6 番	譲 渡 人	〇〇〇	〇〇〇
	譲 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	手ノ子字外記川原 3079-1 はじめ 10 筆	
	地目地積	田 10 筆で 17,472 m ²	
7 番	譲 渡 人	〇〇〇	〇〇〇
	譲 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	添川字筒メキ沢 5567	
	地目地積	田 1 筆で 1,062 m ²	
8 番	譲 渡 人	〇〇〇	〇〇〇
	譲 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	黒沢字鈴木二 1059-2 はじめ 9 筆	
	地目地積	田 8 筆畑 1 筆で 43,645 m ²	

以上 8 件につきまして農地法第 3 条第 2 項の各号に該当せず、許可要件を満たしており問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 　　ただいま事務局の説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願ひします。3 番須藤利美委員

須藤委員 　　1 番の案件ですが、〇〇〇は親子関係でございまして、何ら問題ございません。5 番の案件ですが、〇〇〇、〇〇〇は、新家本家になっておりまして、いずれも更新ということで、両者も一生懸命農業をやっておられる方ですので、何ら問題ないので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 　　他にございせんか。4 番高橋幸子委員

高橋委員 　　7 番の案件ですが、〇〇〇は親子関係で何も問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 　　他にございせんか。9 番朝倉隆一郎委員

朝倉委員 　　3 番、4 番の案件ですが、〇〇〇の農地をそれぞれ、〇〇〇と〇〇〇が借りるということでもあります。契約の更新ということで、何ら問題ないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　他にございせんか。6 番横澤謙次委員

横澤委員 8 番の案件ですが、〇〇〇、〇〇〇は親子関係であります。稲作と和牛の肥育農家で、〇〇〇が〇〇〇に経営移譲をするということでありました。〇〇〇は、ながめやまに新築した牛舎のメンバーでもあり、今後の農業に期待したいと思います。よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 私の方から、2 番の案件を説明させていただきます。〇〇〇ですが、突然、軽い脳梗塞になられたということで、今年 1 年だけ作って頂ける人を探していた所、近くの〇〇〇に 1 年間だけ作って頂くということで、了解を頂いたということでありました。来年、本人の体調が戻り次第、続けるということでありました。6 番の案件ですが、〇〇〇、〇〇〇は、更新でありまして、今まで何ら問題ございませんでしたので、今後も問題ないと思いますので、ご審議のほどお願い致します。それでは、質疑に入ります。ただ今の説明において、ご意見、質問等ありましたら、お願い致します。格別ないようでしたら、承認することに賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員で承認することに決定しました。それでは日程第 8 議案第 9 9 号「農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

安部補佐 それでは、農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について説明させていただきます。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字原 3104	
	地目地積	田 1 筆で 1,081 ㎡	

転用の事由であります、住宅の建築、駐車場、家庭菜園、排雪場等であります。転用事由に基づいた造成及び住宅建築を目指し工事着手したが、予算の都合上、住宅部分を比較手前に配置し、造成面積を縮小してしまったところがございます。また、思いがけない（上下水道分岐工事、集落排水下水道工事、進入路工事等）が嵩み、住宅用地部分の造成工事を縮小せざるを得なかったためでございます。以上でございます。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願ひします。3 番須藤利美委員

須藤委員 ちょうど1年前の4月25日に委員会総会にて可決されましたが、早い話が予算の見通しが甘かったのではないかと思います。それで、このように変更するしかなかったということでありまして、始末書も提出しておりますし、皆様のご審議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議長 それでは、質疑に入ります。ただ今の説明において、ご意見、質問等ありましたら、お願い致します。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員で承認することに決定しました。それでは日程第9案第100号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

安部補佐 それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明いたします。所有権移転が4件、新規の利用権設定が2件、再設定の利用権設定18件が、合計24件であります。

1番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字毛下野中 4670-1 はじめ4筆	
	地目地積	田3筆畑1筆で1,090 m ²	
2番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字中里 3043 はじめ2筆	
	地目地積	田2筆で1,040 m ²	
3番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字上川原 3165	
	地目地積	田1筆で412 m ²	
4番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字向原 3501-1	
	地目地積	田1筆で2,500 m ²	
5番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字北石田 3004-2 はじめ2筆	

	地目地積	田 2 筆で 2,248 m ²	
6 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字荒館 2941 はじめ 7 筆	
	地目地積	田 7 筆で 14,820 m ²	
7 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字向原 3493	
	地目地積	田 1 筆で 2,126 m ²	
8 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字西谷地 3314 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 15,708 m ²	
9 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字大畑 3455-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 14,024 m ²	
10 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字原尻 3753	
	地目地積	田 1 筆で 1,643 m ²	
11 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字雪舟町 4486	
	地目地積	田 1 筆で 2,387 m ²	
12 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字諏訪 868	
	地目地積	田 1 筆で 343 m ²	
13 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字諏訪 873-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 3,183 m ²	
14 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字滑石 4013 はじめ 3 筆	

	地目地積	田 3 筆で 7,494 m ²	
15 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字日渡四 766 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 4,657 m ²	
16 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字日渡 5791 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 5,779 m ²	
17 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	川内戸字下館 443 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 14,874 m ²	
18 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	川内戸字中道端 383 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 11,903 m ²	
19 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	上屋地字下水沢 28-2 はじめ 17 筆	
	地目地積	田 17 筆で 26,050 m ²	
20 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小屋字下拾式ノ木 109-1 はじめ 14 筆	
	地目地積	田 14 筆で 22,161 m ²	
21 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	宇津沢字砂田 210-3 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 6,100 m ²	
22 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字鈴木二 1061-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 13,440 m ²	
23 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字八神沢内一 2333	

	地目地積	田 1 筆で 1,395 m ²	
24 番	譲 渡 人	〇〇〇	〇〇〇
	譲 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	小白川字長者原 3611 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1,275 m ²	

以上 24 件については、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており問題ないと思われまますので、ご検討の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議 長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。最初に、当該委員に係る案件がありますので、退席を求めます。〇〇〇。では、5 番の案件について、事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果、並びに補足説明をお願いいたします。4 番高橋幸子委員

高橋委員 5 番の案件ですが、新規でございます。この土地に関しては誰も引き受ける方がいらっしゃらないということで、荒廃しているところですので、無償で〇〇〇受けるということで、委員でもありますので、農地管理もしっかりしている〇〇〇ですので、何も問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い致します。

議 長 それでは、これより質疑に入りたいと思います。ただ今の事務局説明、当該委員の説明について質問、意見等ございましたら、お願いいたします。格別ないようでしたら承認することに賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全員挙手であります。よって、5 番の案件に承認すること決定いたしました。〇〇〇に報告いたします。全員賛成によって承認することに決定いたしましたので、ご報告いたします。

議 長 次に、当該委員に係る案件がありますので、退席を求めます。〇〇〇。では、12 番 13 番の案件について、事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果、並びに補足説明をお願いいたします。1 番鈴木寛幸委員

鈴木委員 再設定ですので、今までも何ら問題なかったもので、今後も問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願い致します。

議 長 それでは、これより質疑に入りたいと思います。ただ今の事務局説明、当該委員の

説明について質問、意見等ございましたら、お願いいたします。格別ないようでしたら承認すること賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全員挙手であります。12番13番の案件に承認すること決定いたしました。〇〇〇に報告いたします。全員賛成によって承認することに決定いたしましたので、ご報告いたします。

議長 次に、当該委員に関係する案件がありますので、退席を求めます。〇〇〇。では、10番の案件について、事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果、並びに補足説明をお願いいたします。2番木村朝子委員

木村委員 〇〇〇と、〇〇〇の件について、何ら問題ないと思われまますので、よろしくお願いたします。

議長 それでは、これより質疑に入りたいと思います。ただ今の事務局説明、当該委員の説明について質問、意見等ございましたら、お願いいたします。格別ないようでしたら承認することに賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 朝倉委員に報告いたします。全員賛成によって承認することに決定いたしましたので、ご報告いたします。それでは他の議案を審議いたします。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果、並びに補足説明をお願いいたします。4番高橋幸子

高橋委員 15番、16番の案件ですが、〇〇〇は議員を辞めた後も、ご夫婦で一生懸命農業をやっておられる方で、再設定でありますので、何ら問題ないと思われまますので、よろしくお願いたします。

議長 他にございませんか。6番横澤謙次委員

横澤委員 3番の案件であります、〇〇〇と〇〇〇であります、〇〇〇の農地が飛び地で、農地の管理が大変なので、そばで耕作している〇〇〇に買ってもらえないかということで、合意した案件であります。〇〇〇は、農地を集積中でありまして、規模拡大の真っ只中でありまして、問題ありません。販売価格も現在平均価格ですので、問題ないと思われまます。9番、22番の案件ですが、〇〇〇、いずれも再設定でありま

すので、トラブルもなく耕作しているということですので、これからも問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願い致します。

議 長 他にございませんか。3 番須藤委員

須藤委員 6 番の案件ですが、〇〇〇は、前に本家の方に貸していましたが、本家の方がケガをされたということで、1 年間様子を見るということで、農地の隣接している〇〇〇の方をお願いするということでありました。お互い話し合っただけの決めですので、何ら問題ないと思います。8 番の〇〇〇、〇〇〇ですが、〇〇〇は一生懸命農業をやっておられる方です。再設定でありますので、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどお願い致します。

議 長 他にございませんか。9 番朝倉隆一郎委員

朝倉委員 11 番の案件ですが、〇〇〇の農地を、〇〇〇がお借りするということで、再設定でありますので、何ら問題ないと思います。ただ、賃借料については、今まで通り、現物で支払いしたいということでありました。23 番の案件ですが、これも〇〇〇の農地を、〇〇〇がお借りするということでございます。再設定であり、実際は、〇〇〇の息子さんがやっておられる訳で、中ノ目で一生懸命頑張っておられる方で、何ら問題ないので、よろしくお願ひいたします。

議 長 他にございませんか。7 番安部委員

安部委員 17. 18. 19. 20. 21 番の案件ですが、17 番から 20 番の案件は、地元の特定農業法人が借主となっております。21 番につきましても、中津川地区の担い手が借主となっております。一生懸命頑張っておられる方です。現在の農地も適正に耕作されております。再設定ということで、今まで問題なく、これからも問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い致します。

議 長 他にございませんか。1 番鈴木委員

鈴木委員 2 番の案件ですが、所有権移転ですので、事務局より説明の方、お願い致します。14 番の案件ですが、再設定でありますので、今まで何ら問題なく、今後も何ら問題ないと思われまます。24 番の案件も、再設定でありますので、今まで何ら問題なく、今後も何ら問題ないと思われまます。

議 長 私の方から 1 番の案件について説明させていただきます。〇〇〇は、元々高峰に住まいされていた方ですが、米沢の方に移住になった方です。親父さんの名義になっ

ていたので、〇〇〇の名義に変更して、こちらの土地をいらないので、処分して欲しいということで、事務局に要請がありまして、その田を現在耕作していた〇〇〇の方をお願いをして、1反10万円ということで、交渉しまして、現在、田として使っていたのは、800㎡の内400㎡で、水不足で半分が使えない状況で、そこも一緒に買っていただくことになったので、この金額になったところです。4番の件については、〇〇〇が生前中に〇〇〇と売買の契約をしていたということで、〇〇〇がお父さんとの約束をしていたので、購入をするとなったことであります。では、これより質疑に入ります。ただ今の、事務局、当該委員の説明について、質問、意見等ありましたら、お願いいたします。格別ないようでしたら、承認する方の挙手を求めます。

議長 事務局からの説明が終わりました。意見、質問等ありましたら、お願い致します。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員で承認することに決定しました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第34回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。
(午前10時18分閉会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和2年4月24日

議長 _____

署名委員(1番) _____

署名委員(2番) _____